**別紙①**

**アイヌ文化関連観光プロモーション事業(情報発信事業)業務委託について**

1. **業務名**

アイヌ文化関連観光プロモーション事業(情報発信事業)業務委託

1. **事業目的**

本事業は、阿寒湖のアイヌ文化を中心にした阿寒湖温泉の魅力を集約しＷＥＢ・動画等を通じ国内外に発信するプロモーションを行うことで、阿寒湖のアイヌ文化の認知度及び関心度を高めるとともに、阿寒湖温泉への誘客増につなげることを目的とする。

1. **履行期間**

契約締結日から２０２３年（令和５年）３月１７日まで

1. **企画提案上限額**

１９，９９８，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1. **業務内容について**

業務の概要は、下記のとおりとする。

なお、業務の詳細については、別紙②「アイヌ文化関連観光プロモーション事業（情報発信事業）業務委託要求水準書」を参照すること。

＜業務の概要＞

（１）ＷＥＢ等の各種メディアを使った情報発信

（２）インフルエンサーを活用した情報発信

（３）阿寒湖アイヌコタン公式ＳＮＳアカウントの運用と人材育成

（４）阿寒湖のアイヌ文化の魅力を効果的に発信するための宣伝素材等の作成

（５）旅行会社への個別訪問等による情報発信

（６）阿寒湖のアイヌ文化プロモーションのプロモーション計画の更新

（７）プロモーション事業推進体制の事務局機能

**６．成果品の納品**

　２０２３年（令和５年）３月１７日までに以下の成果品を納品し、本市の検査を受けること。なお、履行期間終了前であっても、市からの要請に応じて、随時成果品を納品し、本市の検査を受けること。

1. 実績報告書（Ａ４判）

・紙媒体３部及び電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）３部

1. 本事業で作成した動画データ、写真データ

・電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）３部

1. 本事業で作成したパンフレットやチラシ等の宣伝素材

・紙媒体３部及び電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）３部

　※電子媒体での納品にあたっては、上記①～③のデータを一つの電子媒体にまとめて納品してもよい。

**７．成果品納入場所**

釧路市産業振興部阿寒観光振興課

**８．留意事項**

（１）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」を踏まえ業務を進めるものとする。

（２）受託者は随時、業務の進捗状況について本市に報告することとし、都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。

（３）本件業務において、効率的に作業を進めるため、本市が保有する既存資料及び撮影資料等については、都度、協議確認を取りながら有効活用を図るものとする。

（４）制作物の制作等にあたって取材先との交渉が必要な場合については、本市と別途協議することとする。

（５）本件業務にあたり、必要な著作権等の権利関係は、受注者において処理するものとする。

（６）受託者は、業務委託の成果品に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

（７）本事業に係る成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果品が引き渡された時点で本市に帰属するものとする。

（８）受託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

（９）受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

（10）本件業務に係る必要な滞在経費、取材経費、物品等については、受託者が用意すること。

（11）受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本件業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

　（12）業務履行にあたり疑義が生じた場合や、明示のない事項については、双方協議の上決定することとする。

　（13）（12）に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

（14）実際の事業実施にあたっては、企画提案内容をもとに、阿寒湖温泉地区のアイヌ関係者や釧路市と協議の上で、具体的な実施内容を決定するものとする。